

## 戦没者等のご遺族の皆様へ

第十回特別弔慰金の請求期限が近づいています。

平成30年4月2日までに、ご請求ください。

請求期限を過ぎると、第十回特別弔慰金を受ける権利が無くなりますので、お早めにご請求ください。

### ○支給対象となる方

平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者の妻や父母等）がいない場合に、以下の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。

支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

\*戦没者等の死亡当時の、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）

\*戦没者等の死亡時まで引き継ぎ1年以上の生計があった方に限ります。

### ○支給内容

国債名称 第十回特別弔慰金国庫債券い号

額面 25万円（5年償還）

お問い合わせ

牟岐町 住民福祉課 72-3416

## 阿南市消費生活センター

牟岐町と阿南市は定住自立圏構想を結んでおり、牟岐町民の方でも阿南市消費生活センターをご利用できます。消費生活の問題で困ったことがあった場合はぜひ、ご利用ください。

TEL 0884-24-3251 FAX 0884-23-6079

相談時間 月曜日～金曜日の午前9時30分～午後4時30分

(休館日 土・日・祝日・年末年始)

〒774-0030

徳島県阿南市富岡町今副寺40番地17

(JR阿南駅前 社会福祉会館3階)

## 放送大学10月生募集のお知らせ

○放送大学は、平成29年度第2学期の学生を募集しています。

○心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然学科など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。

○全国に学習センターが設置されており、サークル活動などの学生の交流も行われています。

○資料を無料で差し上げています。お気軽に放送大学徳島学習センター(088-602-0151)までご請求下さい。

○出願期間は、第1回は8月31日まで、第2階は9月20日まで。